

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」  
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路 12 儲かる農林業の推進

# ■農業の担い手育成と生産基盤の強化

## 1 建物内での農業生産を考慮した農業振興地域制度の見直し【新規】



要望先 : 農林水産省  
県担当課 : 農業政策課

### ◆提案・要望

建物内における農業生産（コンテナ栽培や植物工場など）を食料安全保障実現のための供給機能の一角を担うものとして捉えて、当該生産方式による生産能力に応じて農用地面積に換算し、都道府県の農用地面積目標の達成状況に反映可能とするなど、各種施策における位置づけを議論すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 近年の気候変動等の影響により、豪雨、洪水、土砂災害など、自然災害のリスクは高まっており、農地で生産を行う既存の農業の場合、生産の基盤である農地が被災して農業生産の継続が困難となるリスクが顕在化している。
- ・ これに対し、建物内における農業生産（コンテナ栽培や植物工場など）は、天候の影響を受けず安定的な生産が可能であるため、食料安全保障の確保に有効な農業生産方式である。
- ・ また、当該生産方式は、建物の複数階における生産による土地の有効活用やオフィス、店舗、倉庫等、他の用途との共存も可能であるため、非農業的土地利用との両立が可能な生産方式である。
- ・ さらに、都市部で実施する場合は、消費地に近くなることにより、長距離輸送によるエネルギー消費や人手不足といった物流の課題の解決にも資するものである。
- ・ しかし、農業振興地域制度において、当該生産方式は農業生産が行われているにも関わらず、農用地等の面積に換算されていない。
- ・ 今後も様々な技術開発が進み、さらに効率化や普及が見込まれることから、食料安全保障を支える生産基盤の一角を担うものとして、都道府県の農用地面積目標の達成状況に反映可能とするなど、各種施策における位置づけを議論すべきと考える。

## 2 相続税・贈与税納税猶予制度の拡充【新規】



要望先 : 農林水産省、財務省

県担当課 : 農業政策課、農業ビジネス支援課

### ◆提案・要望

農業用倉庫や農作業休憩施設、落ち葉堆肥農法の平地林等の農地と一体となって活用される施設及び土地を贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 農地について、高い評価額により相続税や贈与税が課税されると、農業を継続したくても相続税・贈与税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じたことから、農業経営者を税制面から支援する制度として農地の相続税・譲与税の納税猶予制度が設けられている。
- ・ 一方で、農業経営は農地のみで成立するものではなく、農業用倉庫、農業用休憩施設、さらには世界農業遺産である本県の「武蔵野地域の落ち葉堆肥農法」に欠かせない平地林等、農地と一体となって活用される各種施設及び土地が必要不可欠である。
- ・ しかしながら、これらの農業関連施設及び土地については、現行の相続税・贈与税納税猶予制度の対象外とされていることから、農業者の経済的負担の増大を招き、営農意欲の低下や農業経営の縮小、さらには廃業につながる要因の一つとなっている。
- ・ そこで、農地の計画的な保全と持続可能な農業経営の確立を図るため、農業経営の実態を踏まえた制度に拡充することが必要である。

# ■強みを生かした収益力ある農業の確立

## 1 特定家畜伝染病防疫体制の強化



要望先：農林水産省  
県担当課：畜産安全課

### ◆提案・要望

- (1) 海外で発生している家畜伝染病の国内への侵入を防ぐため、入国者に対する手荷物や郵便物の検査等の水際対策を強化すること。また、海外からの肉製品の持込みの禁止等に関する啓発や不正持込みへの罰則等の適用を徹底すること。
- (2) アフリカ豚熱や豚熱における野生いのしし対策については、国主導の省庁横断的連携の更なる強化とともに、都道府県における対策への財政的及び技術的支援を拡充すること。
- (3) 畜産農家に飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上への取組に対する財政的支援を継続すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ アフターコロナに伴うインバウンドの回復により、訪日外国人旅行者が急増している状況にあることから、我が国への家畜伝染病の侵入リスクの増大に対応するために、検疫官及び検疫探知犬の配備について、一層の体制強化が必要である。
- ・ また、令和2年7月から畜産物の不正な持ち込みなど輸出入検疫の罰則が強化されたが、罰則適用の徹底により更に抑止力を働かせることが必要である。
- ・ さらに、畜産物が不正に国内に持ち込まれ外国食材店等で販売されている場合などについて、取り締まりの強化が必要であり、家畜防疫官の外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄に係る権限の付与等を行うため、家畜伝染病予防法の改正が検討されているが、いち早い実施が必要である。
- ・ 牛や豚などの偶蹄類に感染する口蹄疫が令和8年1月にも韓国の牛飼養農家で発生しており、我が国に侵入した場合、甚大な被害が想定される。
- ・ また、アフリカ豚熱は世界で感染が拡大しており、特に韓国では、飼養豚での発生が続いており、我が国への侵入リスクが高まっている。
- ・ アフリカ豚熱や豚熱については野生いのししへの対策が必須であり、特にアフリカ豚熱については、都道府県のみならず、市町村や関係団体の協力も得て、多岐にわたる関係者の連携体制整備が必要であることから、国の財政的及び技術的な支援が不可欠である。
- ・ 畜産農家は、飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として義務付けられており、令和7年度の改正では高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い新たに設けられた大臣指定地域の畜産農家は更なる対応が求められている。
- ・ 県は飼養衛生管理基準の遵守について指導しているが、県内での発生を防止するためには引き続きの徹底指導及び支援が必要である。

## 2 特定家畜伝染病手当金の対象見直し【新規】



要望先 : 農林水産省  
県担当課 : 畜産安全課

### ◆提案・要望

特定家畜伝染病発生時の防疫措置として消毒処理を実施した飼料についても家畜の所有者に対して支払われる手当金の対象とすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザの感染拡大が問題となっており、我が国でも、令和2年度以降、毎シーズン国内発生が確認されている状況にある。
- ・ 令和7-8年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生は、16道府県24事例が確認されており約576万羽の家きんが殺処分されている（令和8年5月7日時点）。
- ・ 家畜伝染病予防法では、高病原性鳥インフルエンザ等特定家畜伝染病が発生した場合、殺処分した死体と飼料などの汚染物品は焼却又は埋却、もしくは消毒処理を行うこととされている。
- ・ しかし、飼料などの汚染物品を焼却又は埋却ではなく消毒処理した場合、手当金の対象とならない。また、消毒処理を行った飼料については、衛生面から家畜・家きんに給与することは難しい。
- ・ 本県では令和3年度以降、高病原性鳥インフルエンザが8事例発生しており、このうち、飼料を消毒処理した事例は、手当金の対象とはならなかった。
- ・ 飼料は畜産経営の経費として多くの割合を占めており、この損失が手当金の対象とならないことで経営再開に支障を来たすことが懸念される。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの場合、家きんの死体は焼却処理を行う事例も多く、今後、飼料などの汚染物品を消毒処理にする事例は更に増加することが想定される。

## 3 輸入飼料高騰を踏まえた畜産農家の経営安定対策の充実



要望先 : 農林水産省  
県担当課 : 畜産安全課

### ◆提案・要望

輸入粗飼料についても、価格安定制度を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 畜産物の生産コストのうち、飼料費は概ね5割程度を占めており、畜産農家の収益を大きく左右する。
- ・ 現在、輸入粗飼料価格が高騰・高止まりしており、本県の畜産経営の安定に大きな影響が生じている。
- ・ 配合飼料価格の急激な高騰に対しては、その影響を緩和するために「配合飼料価格安定制度」が準備されているが、輸入粗飼料については、価格安定制度そのものが準備されておらず、都市近郊で粗飼料の生産拡大に限界がある本県では、粗飼料を多給する酪農や肉用牛経営の収益を悪化させている。
- ・ このため、本県の畜産経営安定のためには、輸入粗飼料の価格安定制度の設立が必要である。

## 4 食料安全保障の強化



要望先 : 農林水産省  
県担当課 : 農業政策課

### ◆提案・要望

- (1) 食料安全保障の強化に向けた対策を行えるよう、適切な政策の確立や必要な予算を確保すること。
- (2) 農作物全般の適正な価格形成・取引の実現のために、制度の適正な運用・周知を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 食料及び農業資材の海外依存や、農業者の急減、生産コストの増加等により、日本の食料システムはその持続性に課題を抱えている。
- ・ 食料・農業・農村基本法に基づく、食料・農業・農村基本計画が令和7年4月に閣議決定され、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標が示されるとともに生産性向上や持続的で環境と調和のとれた食料システムの確立等に資する施策が掲げられた。
- ・ 食料安全保障の確保を実現するためには、新たな食料・農業・農村基本計画に掲げられた生産性向上等に向けた施策の着実な実施、必要な農林水産関係予算の継続的な確保が不可欠である。
- ・ また、同法において「需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」と明記された。
- ・ 適正価格の形成に係る仕組みについては、令和8年4月に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）」が全面施行され、省令に基づき指定飲食料品等が指定され、具体的な運用が開始した。
- ・ 今後、消費者の理解を得ながら食料システム全体で食料の持続的な供給を実現していくためには、農業者を含む飲食料品等事業者や消費者への周知と制度の具体的な案内が必要不可欠である。

# ■林業の生産性向上と県産木材の利用拡大

## 1 森林整備法人への支援の充実・強化



要望先：総務省、財務省、農林水産省、林野庁  
県担当課：森づくり課

### ◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和6年度末までに県内全域で3,236ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)と県からの借入金で賄っており、令和6年度末の借入金残高は約210億円に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規貸付金の無利子化や、平成22年度及び令和6年度の2回に分けて既往県貸付金を全て無利子化したほか、令和6年度から公庫への利払いに係る利子補給を始めるなど、農林公社への支援を行い経営改善への取組を行っているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。



企画財政部企画総務課  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
電話 048-830-2117